

平成23年2月1日判決言渡 同日判決原本受領 裁判所書記官 上田 毅

平成22年(当)第92号敷金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年1月18日

### 少 額 訴 訟 判 決

奈良県香芝市[REDACTED] [REDACTED]号

原 告 [REDACTED]

大阪府東大阪市[REDACTED] [REDACTED]号

被 告 [REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金25万円及びこれに対する平成22年6月28日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

主文第1項と同旨

#### 第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が訴外[REDACTED]（以下、「[REDACTED]」という。）との間で締結した大阪府東大阪市[REDACTED] [REDACTED]号室（以下、「本件物件」という。）にかかる賃貸借契約に基づいて、[REDACTED]氏に保証金・敷金（以下、「敷金」という。）30万円を交付したが、平成22年6月27日に、本件物件を明け渡したことにより、原告が[REDACTED]氏（平成22年7月20日死亡）の子である被告に対し、敷金返還請求権に基づき、残額25万円及び遅延損害金の支払いを求めた事案である。
- 2 当事者間に争いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実
  - (1) 原告は、平成16年8月14日、[REDACTED]氏との間で、本件物件を次の約定で賃貸借契約を締結し（以下、「本件賃貸借契約」という。）、同日、本件物